

労政研機発第71号  
平成24年8月1日

厚生労働大臣 小宮山 洋子 殿

独立行政法人労働政策研究・研修機構

理事長 山口 浩一



政府出資等に係る不要財産の国庫納付の認可申請について

標記について、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第46条の2第1項の規定に基づき認可を受けたく、申請いたします。

1. 現物による国庫納付に係る不要財産の内容

雇用勘定現金及び預金のうち 3,470,000 円

2. 不要財産と認められる理由

不要財産の内容	不要財産と認められる理由
雇用勘定現金及び預金	当該財産は、職員借上宿舍の不動産賃貸借契約に基づく差入敷金のうち、平成23事業年度までに契約を解除したものの返還金であり、機構においては今後使用する見込みがないため。

3. その取得の日及び申請の日における不要財産の帳簿価額

不要財産の内容	取得の日及び申請の日	不要財産の帳簿価額
雇用勘定現金及び預金	取得日 平成15年10月1日 申請日 平成24年8月1日	3,470,000 円

4. 当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額、会計の区分その内容

不要財産の内容	当該不要財産の取得に係る出資又は支出の額	会計の区分	出資形態
雇用勘定現金及び預金	3,470,000 円	労働保険特別会計 (雇用勘定)	現物出資

5. 現物による国庫納付の予定時期

平成24年9月